

工事成績評定要領等の改定について

国土交通省大臣官房技術調査課

はやかわ じゅん
技術管理係長 早川 潤

1

はじめに

国土交通省では、公共工事における請負業者の適正な選定および指導育成に資する目的として、工事の施行状況および目的物の品質等に対して厳正かつ確かな工事成績評定を平成13年度から実施しており、平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において工事成績評定の実施は法定化された。

工事成績評定の結果は次回以降の入札資格要件

や技術力評価の一要素となっており、公共工事の品質確保のために講じられる各種施策と関連しつつ、発注者・受注者の双方にとって、今後、ますます重要性が高まっていくことから、これまで以上に工事間の技術力の差を明確に評価できる工事成績評定にする必要がある（図 1）。

2

工事成績評定見直しのポイント

このため、これまで以上にきめ細やかな技術力の評価および総合評価落札方式における技術提案

取り巻く状況

【工事成績評定実施の法定化】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17.4.1施行）第6条（発注者の責務）

公共工事の発注者は、～工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を適切に実施しなければならない。

【工事成績の積極的な活用】

- 企業評価における技術評価点での活用
- 入札参加要件（企業及び配置技術者）での活用
- 総合評価落札方式での活用（技術評価項目での活用）
 - ・過去2年間の工事成績に応じた加点
 - ・優良工事、優秀工事技術者等への加点

課題

工事成績評定の重要性が増すなかで、再整理する必要がある

見直しの方向性

これまで以上に工事間の技術力の差を明確に評価できる成績評定とする

I これまで以上にきめ細かな技術力の評価

II 総合評価落札方式における技術提案へのインセンティブの付与

図 1 工事成績評定を取り巻く状況と課題

	項目	現状	見直し
きめ細やかな技術力評価	①評価段階の細分化	○これまでの5段階評価(又は3段階)では、一段階評価が異なることによる評定点の差異が大きく、特定の段階の評価に偏る傾向があった。	●評価段階を細分化し、きめ細かな評価を行えるように変更する。 技術検査官:出来形、品質 5段階⇒7段階評価 総括技術評価官:地域への貢献 3段階⇒5段階
	②評点配分の見直し	○一部の考査項目については、評価が特定の段階に偏っていた。	●バラツキが少ない考査項目の配点を減じ、バラツキの大きい考査項目の配点を増やす。
	③「高度技術」の見直し (「工事特性」に変更)	○都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、その履行が的確に行われた場合に、より積極的に評価することが望まれている。	●特異な技術といった観点から施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に評価対象項目の記述を見直す。 ●「高度技術」から「工事特性」に名称を変更する。 ●より広い視野からの評価とするため評定者を主任技術評価官から総括技術評価官へ変更する。
インセンティブ付与への	④技術提案履行の確認評価	○現行の成績評定要領策定時(平成13年)に比べて、総合評価落札方式が大幅に普及している。 ○技術提案の履行状況を以降の工事発注へ活用することが望まれている。	●検査時に技術提案の確認評価を行う項目を追加する。

図 2 工事成績評定見直しのポイント

工事名		①評価段階の細分化																								
請負者名		契約金額(最終) 工期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日 平成 年 月 日																								
項目	細別	主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(既済+中間)					技術検査官(完成)									
		氏名	a	b	c	d	e	氏名	a	b	c	d	e	氏名	a	b	c	d	e	氏名	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-0.5	-1.0																				
	II 監理技術者	+2.0	+1.5	+1.0	+0.5	0																				
	② I 施工管理	+4.0	+2.0	+1.0	0	-1.0																				
2. 施工状況	I 工程管理	+4.0	+2.0	0	-0.5	-1.0	+2.0	+1.0	0	-2.5	-1.5															
	II 安全対策	+3.0	+2.5	0	-0.5	-1.0	+3.0	+1.5	0	-2.5	-1.5															
	III 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-0.5																				
3. 出来形	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-0.5																				
	II 品質	+3.0	+2.5	0	-2.5	-0.5																				
	III 出来ばえ	+3.0	+2.5	0	-2.5	-0.5																				
4. 工事特性	I 施工条件等への対応						+2.0	0																		
5. 創縁工夫	I 創縁工夫	+7.0				0																				
6. 社会性等	I 地域への貢献等						+1.0	+1.5	+0.5	+2.5	0															
加減点合計(+2.0+4.5+6)		点																								
評定点(65点+加減点合計)		点																								
7. 評定点注		○既済部分(中間)検査があった場合: ① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2= 点 ※但し、③(既済、中間)が50以上の場合は平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合: ① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4= 点																								
8. 法令遵守等		点																								
9. 評定点合計		点 ○7.評定点合計(点)-法令遵守等(点) = 点																								
④	0. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認	履行	不履行	対象外	④技術提案履行の確認評価																				

図 3 工事成績評定 採点表の見直し

へのインセンティブを付与するため、請負工事成績評定要領の運用を一部改正し、地方整備局工事成績評定実施要領および地方整備局工事成績評定通知実施要領を改定した。本改定は、平成21年4月1日以降に行う中間技術検査および完成検査について適用している(ただし、平成21年3月31日以前に完済部分の検査を行った工事で行う検査は除く)。以下に見直しのポイントを示す(図2, 3)

(1) きめ細やかな技術力評価

① きめ細やかな段階評価の細分化

一部の考査項目(社会性、出来形、品質)に関してこれまでの5段階評価(または3段階評価)では、一段階評価が違うことによる評定点の差異が大きく、特定の評価に偏り、技術力の差異を表現することが十分ではなかった。

このため、評価段階を細分化することによってきめ細やかな評価ができるように変更した。具体的には、技術検査官評定項目である「出来形」お

よび「品質」を5段階から7段階へ変更し、総括技術評価官の評定項目である「社会性等（地域への貢献等）」を3段階から5段階評価へ変更した。

② 評点配分の見直し

これまでの評定結果を分析したところ、評定が特定の段階に偏り、工事の峻別に有効に機能していない項目があった。例えば「施工体制」の場合、「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨の浸透に伴い、適正な施工体制の確保が一般化したことにより、多くの工事がほぼ満点を獲得しており、バラツキが少なくなっている。

このため、バラツキが少なく峻別が困難な審査項目の配点を減らし、バラツキの大きい審査項目の配点を増やした。具体的には、主任技術評価官の評定項目である「施工体制（施工体制一般）」の配点を減らし、「施工管理」「出来形」「品質」の配点を増やした。総括技術評価官の評定項目である「工程管理」「安全対策」の配点を減らし、「工事特性（改定後は高度技術）」の配点を増やした。

③ 「高度技術」項目の見直し

例えば道路規制が必要な施工の場合、施工時間が深夜から早朝に限定され、道路規制のための仮設備の設置撤去が必要となる。このような都市部での施工環境の厳しい工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、その履行が的確に行われた場合により積極的に評価できるようにすることが望まれていた。このため、以下の見直しを行った。

1) 評価対象項目の記述の見直し

特異な技術といった観点ではなく、施工困難等の工事特性への対応が図られた行為を評価する観点から記述を見直した。

2) 名称の変更

都市部での工事や期間が長い工事、維持工事は必ずしも高度な技術のみが求められるものではな

く、適正な施工を継続的に行っていること等も評価する必要があることから、名称を「高度技術」から「工事特性」へ変更した。

3) 評定者の変更

「工事特性」は、他の工事と対比して評定することが必要であり、より広い視野から判断できることができるよう、評定者を主任技術評価官（出張所長等）から総括技術評価官（事務所長）へ変更した。

(2) 技術提案実施へのインセンティブ付与

① 技術提案履行の確認評価

平成13年に工事成績評定要領を策定した当時と比較して、総合評価落札方式が普及している。現在は技術提案に不履行があった際に評定の減点を行っているところであるが、次回の入札などへの活用を考えると、より柔軟に活用できるよう履行状況をまとめたデータベースとして整理することが望まれる。

このため、検査時に技術提案の履行の確認評価を行う項目を追加した（ただし、工事成績100点満点の外枠評価）。確認評価は総括技術評価官が行うこととし、「履行」「不履行」の2段階で評価することとした。評価結果は、競争参加資格時の技術評価や入札時の評価に活用することが可能となっている。

3 おわりに

本改定については平成21年3月24日付けで各地方整備局等へ通知している。工事成績評定の様式などの関係資料は国土交通省のホームページに公開している。改定後の工事成績評定結果は分析して公表する予定であり、今後とも企業の技術力を一層適切に評価するための取り組みを継続することが必要であると考えている。

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>